

## (参考資料) 事後審査型制限付一般競争入札について

### 1 概要

現在、湖西市の入札では、開札前に入札参加者全員から入札参加申請書及び資格審査資料を提出させ入札参加資格の審査をする「(事前審査型) 制限付一般競争入札」を実施しておりましたが、入札参加者と湖西市の両者の入札事務の軽減を図るため、「事後審査型制限付一般競争入札」を導入することとしました。

この「事後審査型制限付一般競争入札」とは、開札前に入札参加者全員が提出した入札参加申請書による暫定的な審査のみを行い、開札後に最低価格で入札した落札候補者のみに対し、資格審査資料の提出を求め、入札参加資格の審査を行い、資格要件が確認できれば当該落札候補者を落札者とする方式(落札候補者が入札参加資格を満たしていなければ、次順位者を落札候補者として審査を行います。)です。

### 2 対象

平成 26 年 10 月 1 日以降に公告する建設工事・建設業関連業務委託について、原則適用します。

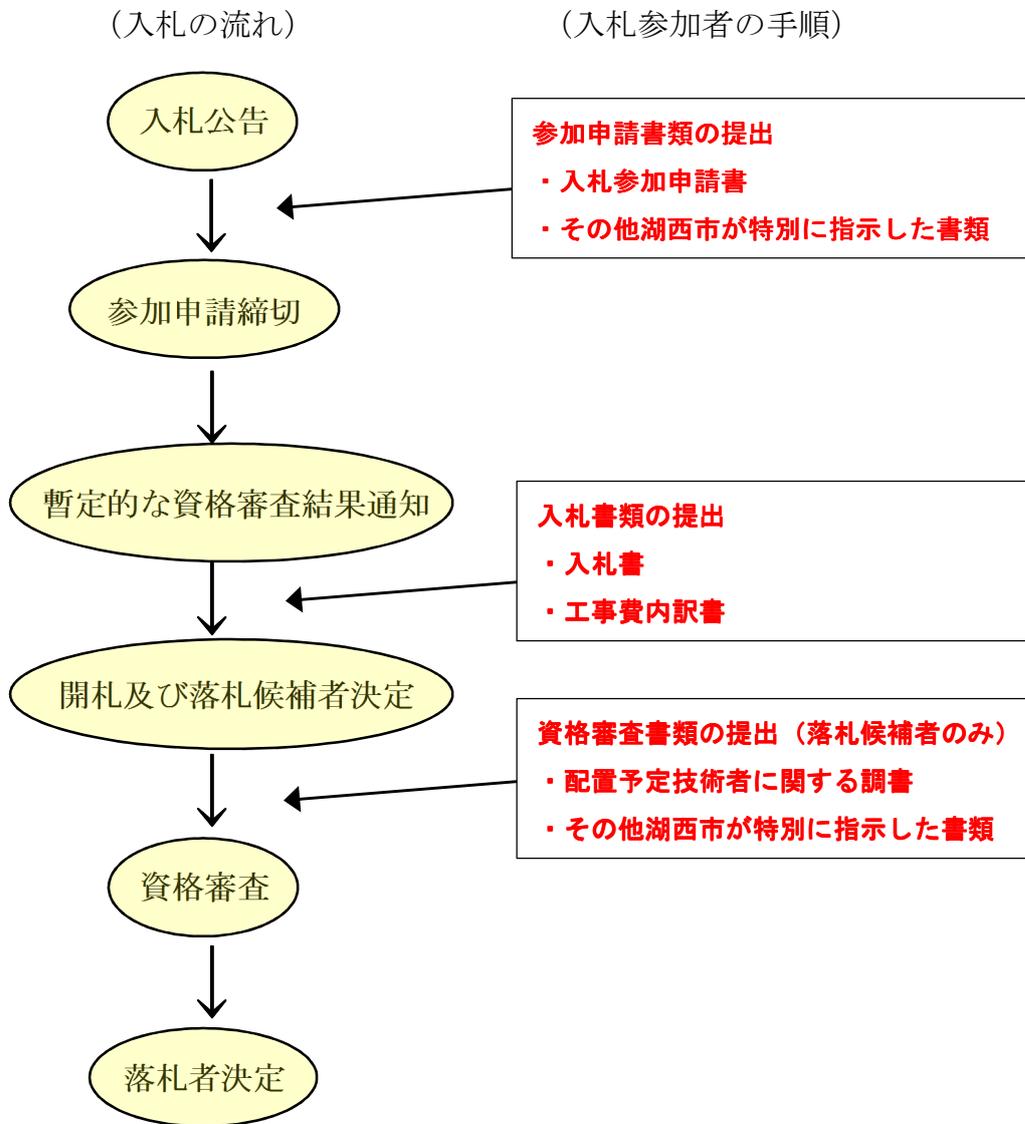
ただし、案件によっては、従来の制限付一般競争入札を適用することもありますので、入札公告時には、入札公告を必ず確認願います。

(「5 入札公告について」を参照ください。)

### 3 従来の制限付一般競争入札との主な違い

- (1) これまで入札参加申請時に「入札参加申請書」と併せて提出していた「配置予定技術者に関する調書」の提出がなくなります。
- (2) 開札後すぐに落札者を決定せず、一旦保留し、次のことを行います。
  - ① 落札候補者に「配置予定技術者に関する調書」等の資格審査書類の提出を依頼します。(概ね2日後を提出期日とします。)
  - ② 落札候補者から提出された資格審査書類を審査します。
  - ③ 審査の結果、参加資格を満たしていれば落札決定となります。
  - ④ 審査の結果、参加資格を満たしていなければその入札者の入札を無効とし、次の落札候補者について①②を行います。

#### 4 事後審査型制限付一般競争入札の処理手順



## 5 入札公告について

# 入 札 公 告

(事後審査型・価格競争)

入札公告の最初の部分で、当該案件が「事後審査型」か確認できるようにします

下記の建設工事について、一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 条）第 167 条の 6、湖西市契約規則（昭和 57 年湖西市規則第 16 号）第 8 条及び湖西市事後審査型制限付一般競争入札要領（平成 26 年 10 月 1 日施行）第 6 条の規定に基づき公告する。

この入札は、静岡県共同利用電子入札システムにより執行する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

湖西市長 三上 元

記

### 1 入札執行者

湖西市長 三上 元

### 2 入札に付する事項等

契 約 番 号		担当課	〇〇課
工 事 名	平成〇〇年度 〇〇〇〇〇工事		
建 設 工 事 箇 所	湖西市 〇〇 地内		
工 期	平成〇〇年〇〇月〇〇日限り		
工 事 概 要	設計図書参照		
設計業務等の受託者			
入 札 参 加 資 格	次の条件を全て満たす者とする。 1. 湖西市内に主たる営業所を有する者 2. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条に基づく 〇〇工事に係る許可を有する者		
入札執行予定日時等	平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 午前〇〇時〇〇分		
申 請 締 切 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）		

・  
・  
・  
・